

健生食輸発0304第1号  
令和7年3月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インドネシア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年2月28日付け健生食輸発0228第2号)により実施しているところである。

今般、インドネシア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸について、試験品採取の方法を改めたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のインドネシアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2,4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）	—	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	(1) コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。 (2) (1)以外のものについては、別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超える2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸が検出されるおそれがあるため。

に改める。